平成２１年（フ）第１１６号
愛媛県新居浜市土橋２丁目７番245号、前住所愛媛県新居浜市喜光地町１丁目３番23号
債務者　近江　順子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１２５号
愛媛県四国中央市土居町北野487番地６
債務者　近藤かね美
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１３３号
愛媛県新居浜市新須賀町２丁目７番22号
債務者　青野　悦子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１４５号
愛媛県四国中央市上分町130番地６
債務者　石川惠美子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第５２号
高知県安芸郡奈半利町乙1021番地１
債務者　淡路　映子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第１１４号
福岡県飯塚市枝国347番地１
債務者　髙瀬　和子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１１６号
福岡県飯塚市内住2758番地２、前住所福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋325番地７　レジデンス内橋605号
債務者　田島紀美子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１１７号
福岡県飯塚市下三緒33番地１　市営下三緒団地住宅40棟192号
債務者　髙岩キクヱ
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第１２１号
福岡県飯塚市相田256番地12　横田ＡＰ101号、住民票上の住所福岡県飯塚市鶴三緒1608番地
債務者　袈川　正代
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第４２７号
大分市大字荏隈278番地の１ウエスト・コート107
債務者　木下　　梢
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４３６号
大分市敷戸新町４番３―508号
債務者　後平　房枝（旧姓河合）
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４４２号
大分市大字鴛野1548番地の12メディアビル104
債務者　荒巻ヱミコ
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４８１号
大分市大字平横瀬63番地
債務者　高木富久子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３１０号
宮崎市霧島２丁目210番地５　Ｋａｚｕｗｉｎ霧島506号
債務者　押川　順子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８２号
宮崎市大塚町弥堂ノ窪5432番地５
債務者　内海　裕子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３９０号
宮崎市大字本郷北方2160番地６　101コーポ草葉Ａ棟203号
債務者　立和名　匠
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１８１号
宮崎県都城市松元町15号６番地
債務者　柳田紀久二
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２２３号
宮崎県延岡市野地町１丁目3646番地
債務者　柳田　勝之
1　決定年月日時　平成21年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部